

消費税率の引上げ中止に関する意見書（案）

平成24年8月に成立した、いわゆる税制抜本改革法により、消費税率は、平成26年4月に8%、平成27年10月に10%へと引き上げられることになっている。ただし、政府は、実施時期の半年前に経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め判断することとしている。

現在、我が国では、完全失業率が依然として4%を超える水準にあり、消費支出が落ち込み、東京では生活保護世帯が22万世帯を上回ったほか、就学援助を受ける児童も急増している。

この4年間で、労働者の平均年収が21万円も減少しているという状況の中、消費税率の引上げによる負担増は、政府試算でも年収500万円のサラリーマン4人世帯で年間11万5,000円とも言われており、このままでは、国民生活は破綻し、日本経済に計り知れない打撃を与えることは明らかである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、都民の生活を支援する立場から、消費税率の引上げを中止するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月 日

東京都議会議長 中 村 明 彦

衆	議	院	議	長	}	宛て	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
総		務		大			臣
財		務		大			臣
社会保障・税一体改革担当大臣							